

# 議会活性化特別委員会を設置

## 条例の改正

○職員の給与に関する条例の一  
部改正

県人事委員会勧告を受け、行政職・医療職の給与月額を平均0.15%、勤勉手当0.05カ月引き上げ。再任用職員は給与月額を0.15%引き上げるもの。

○特別職の職員の給与等に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一  
部改正

県人事委員会勧告を受け、病院勤務職員の特殊勤務手当(夜間看護手当)を200円(400円程度引き上げるもの)。

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一  
部改正

消防団組織の見直し。団員定数を615人以内から575人以内に改正するもの。

○消防団条例の一  
部改正

消防団組織の見直し。団員定数を615人以内から575人以内に改正するもの。

## 発 委

○議員報酬及び費用弁償支給条例の一  
部改正

職員の給与改正に伴い、議員の期末手当を0.05カ月分引き上げるもの。

## ○議会活性化特別委員会の設置

議会のさらなる活性化を図るため。

委員長 藤原充博 副委員長 景山利則 委員 大垣照子 村尾明利 内田精彦 田中雅人



## 町道路線認定

鳥上地区、町道追谷万才線から分岐し、町道追谷山根側線に至る。新たに町道と認定し維持管理するため。

## ○県道木次横田線道路改良工事の要望

馬馳から上三所・琴枕を経由し龜嵩へ至る重要な通園通学道路であり生活幹線道路である。工事の必要性を認める。

## 陳 情

## 委員会の意見

## 討論

1) 特別職の職員の給与等に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一  
部改正

田食道弘 議員

特別職については県人事委員会勧告の対象外で根拠にはならない。生活苦にあえぐ町民の理解は得られない。

## 反対

景山利則 議員

増額に限らず減額の場合も準拠されてきた経緯がある。報酬カット継続による町財政への寄与を鑑み賛成である。

## 賛成

2) 議員報酬及び費用弁償支給条例の一  
部改正

## 反対

田食道弘 議員  
町議会議員については県人事委員会勧告の対象外で根拠にはない。町民の参加・公開の場で検討すべき。

## 採決の結果は?

議案のうち、賛否が分かれた議案の採決結果は以下のとおりです。

件 名	結果	大垣照子	村尾明利	藤原充博	内田精彦	川西明徳	藤原和範	石原武志	内田雅人	土屋武雄	景山利則	糸原壽之	田食道弘
1) 特別職の職員の給与等に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一 部改正	可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●
2) 議員報酬及び費用弁償支給条例の一 部改正	可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●

議長(岩田明人)は採決に加わりません。 ○: 賛成 ●: 反対